

社会福祉法人自立奉仕会評議員及び役員等の報酬に関する規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人自立奉仕会定款第 8 条及び第 2 2 条の規定に基づき、評議員及び役員（常勤の役員を除く。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

（報 酬）

第 2 条 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、その他委員会に出席した時は、別表に定める報酬を支払うものとする。

（委 任）

第 3 条 この規程の施行について、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

役 職 名	報 酬 の 額
評 議 員 ・ 理 事 ・ 監 事	日 額 1 0 , 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会委員 （事務局員を除く。）	日 額 1 0 , 0 0 0 円
委 員 会 委 員	日 額 1 0 , 0 0 0 円